

# チーバくん誕生20周年記念事業業務委託 企画提案仕様書

## 1 適用範囲

本仕様書は、千葉県（以下「県」という。）が発注する「チーバくん誕生20周年記念事業業務委託（以下「業務」という。）の企画提案募集及び委託に付す場合において適用される主要事項を示すものである。

この仕様書は業務の大要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書は、受託者決定後、協議の上、県が作成する。

## 2 業務の目的

千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」は、令和9年1月11日に誕生20周年を迎える。

これまで、チーバくんの作者である坂崎千春さん制作のイラストを県の許諾により多くの方に使用いただくとともに、着ぐるみを制作し、キャラバン隊活動や一般貸出により県内外を問わず多くのイベントに出演するなど、チーバくんを通じて千葉県の魅力を発信してきたほか、X や YouTube、Instagram といった SNS 媒体を通じて、チーバくん自身による発信も行ってきたところである。

これらチーバくんによる魅力発信の取組を継続しながら、今回の20周年を契機にチーバくんの認知度向上及び新たなファンの獲得を図る。

### 【本事業のターゲット】

#### (1) 対象者及び目的

##### ① 県民（インナー）

チーバくんが20周年を迎えることに対する認知の拡大。

##### ② 県外（アウター：主に首都圏を中心とした観光層、トレンドに敏感な層、ご当地キャラクターファン、千葉県にゆかりのある方）

20周年を契機としたチーバくんの更なる認知及びファンの獲得・拡大。

#### (2) 対象年齢

10代～40代をメインターゲットとする。

## 3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

## 4 委託業務内容

受託者は、上記2の目的を達成するため、県と協議して決定したスケジュールに基づき、以下の業務を一体的に実施するとともに、全体の運営管理を行う。

### (1) 県が指定するチーバくん PR 活動（以下の注意書き※を参照）と連動したメディア プロモーション

※「PR 活動」については、応募資格を満たすとともに企画提案書を提出する意思がある者に対して説明会において開示する。説明会への参加及び情報開示を受けるにあたっては、秘密保持誓約書（様式任意）を説明会参加前に提出することとする。

(2) 県が開設している SNS 媒体やホームページ「チーバくんの広場」等で使用できる動画の制作及びターゲットに応じた広告配信

① **動画の制作**

以下の動画 1 から 3 について、それぞれ制作すること。なお、いずれの動画も、プロポーザルでの提案内容を基に、県と定期的な協議・打合せを行った上で内容を決定し、決定した内容を基に動画の企画・構成を作成すること。

**動画 1** チーバくん誕生 20 周年記念動画

- ・令和 8 年 10 月 31 日（土）から千葉県立美術館で開催する企画展「大チーバくん展ーさかざきちはるとチーバくんの 20 年」のオープニングセレモニーで上映する動画とし、動画の長さは 1～2 分程度、制作本数は 1 本とする。
  - ・チーバくんがいよいよ 20 周年を迎えるという機運を醸成する内容とすること。なお、県保有の動画や画像等を編集して制作することも可とする。
- ※ 県保有の動画については、以下の YouTube チャンネルより確認可能。  
ただし、使用可能な動画については、契約後に個別に調整する。

- YouTube 「チーバくんチャンネル」

[https://www.youtube.com/@chibakun\\_ch](https://www.youtube.com/@chibakun_ch)

- YouTube 「千葉県公式 PR チャンネル」（再生リスト：チーバくん動画）

<https://www.youtube.com/channel/UCgws1atESFUsoshx0z81WQ>

**動画 2** 県民のお祝いメッセージを編集した動画（県民総出でお祝い）

- ・動画の長さや制作本数に制限は設けない。
- ・出演する県民の募集方法等も提案すること。なお、県の広報媒体やチーバくん出演イベントなどの活用も考えられる
- ・県全域における県民からのお祝いが表現されることを期待したい。

**動画 3** YouTube 「チーバくんチャンネル」用コンテンツ動画

- ・動画の長さや制作本数に制限は設けないが、年間を通してバランス良く配信できること、またショート動画の積極的な配信が望ましい。
- ・これまで、チーバくんのキャラクターとしての魅力や千葉県の魅力を PR する動画を制作し配信してきたが、今回は 20 周年を盛り上げる動画構成とすること。

## <全体事項>

### ア チーバくんの設定等について

- ・チーバくんのキャラクター設定及び、チーバくんが喋らないことを踏まえたストーリー構成を行うこと。動きによる感情の表現や、ナレーションまたはアテンド（MC）が説明するなどの演出を行い、県公式マスコットキャラクターのイメージを損なわないように留意すること。

#### 《チーバくんのキャラクター設定》

千葉県に住む不思議ないきもの。好奇心旺盛でいろいろなことに挑戦するのが大好き。未知のものに立ち向かうときほど勇気と情熱がわき、からだは赤く輝く。食いしん坊でいたずら好きな面も。

- ・アクターに危険が及ぶ活動（高所から飛び降りる等）や、衛生面で不安のある活動（泥まみれになる等）は避けること。
- ・チーバくんの公式 SNS のひとつに、人気の楽曲等に合わせたダンス動画を多く配信している Instagram「チーバくんダンスチャレンジ(chibakundance)」がある。当該媒体とのすみ分けのため、本委託事業では基本的にダンス動画は作成しないこと。

### イ 動画制作における留意事項について

- ・企画構成に基づき、動画作成に必要な撮影等の映像調達や映像作成を行うこと。なお、次に掲げる内容は本委託業務に含むものとする。

#### (ア) 資料、素材の収集

- (イ) 肖像権や著作権について必要な手続き（撮影、編集はもとより、納品後の加工、放映（インターネット上への投稿等）にあたり、肖像権等に係る新たな費用を発生させないための事前処理を含む。）

#### (ウ) 出演者、協力者、撮影地への交渉・許認可

- (エ) 使用料、出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な一切の費用負担。

なお、撮影にあたり、チーバくんの着ぐるみが必要な際は、アクターと併せて県より提供を受けることができる。

アテンド（MC）等別の出演者が必要な場合は、受託者の手配とする。

### ウ 撮影について

- ・事前に内容やスケジュール、撮影現場での展開が分かる資料を県に提出し、承認を受けるものとする。
- ・雨天時は、原則として屋外での撮影は不可になるため、雨天を考慮して撮影の調整を行うこと。
- ・着ぐるみの取扱いについて、撮影関係者以外の目に触れる場では着脱しないように、撮影現場では原則控室を確保すること。また、天候や会場の状況、着用者の体調を十分考慮し、適宜休憩をとり、水分補給をこまめに行うこと

(1回あたりの稼働時間は夏場では20分)。

#### エ 編集について

- ・動画の完成までに、県による複数回の内容確認及び修正等の指示を受けること。
- ・音楽 (BGM)、字幕、コンピュータグラフィック、イラスト等を適宜挿入すること。
- ・他の関連動画も閲覧したくなるようなものとするためのデザインを行うこと。
- ・動画は、YouTube のほか Instagram 等の媒体で配信することを前提に、各媒体の規格に沿ったサイズで調整できるようにすること。
- ・投稿先である SNS の利用規約に違反しないよう、内容の確認を行うこと。

#### オ 納品期限について

- ・県・動画については、県と協議して決定したスケジュールに基づき、編集後、速やかに納品すること。

### ② 関連するクリエイティブの制作

- ・サムネイル画像の作成や概要欄の執筆、LP となる県サイト「チーバくんの広場」に掲載するバナーなど関連するクリエイティブの制作を行うこと。
- ・チーバくん SNS で動画の告知等に使用するため写真の撮影も行うこと。  
写真については、撮影後、速やかに提出すること。

### ③ SNS 広告の配信

- ・①で制作した動画 1 から 3 を素材に広告用動画として編集し、SNS で配信すること。なお、契約金額のうち 2 割以上を本配信費用に充てること。

#### ア 広告媒体

- ・ターゲットへの到達度の高い SNS 媒体を選択すること。また、本事業の目的を達成するとともに、以下の県が保有するチーバくん SNS アカウントのフォロワー数を増加させるための最適な配信方法を配信回数を目安とともに提案し、県と協議の上、決定する。なお、広告媒体は、複数利用も可能とする。

※県が保有するチーバくん SNS アカウント

- YouTube 「チーバくんチャンネル」

[https://www.youtube.com/@chibakun\\_ch](https://www.youtube.com/@chibakun_ch)

- Instagram 「チーバくん」

<https://www.instagram.com/chibakun0111>

- X 「チーバくん」

[https://x.com/chi\\_bakun\\_chiba](https://x.com/chi_bakun_chiba)

#### イ KPI・目標等

- ・本事業を実施する上で最適な指標について、具体的な目標値とその運用戦略を提案すること。その際、媒体によって得られる指標だけでなく、ユニットコストやエンゲージメント等も考慮した KPI の設定を期待する。
- ・各媒体の特性と本事業のターゲット適合性を考慮し、最も効果が高いと考えられる予算配分を設定の上、提案すること。
- ・設定した目標値に達した場合も、予算の範囲内で事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。

#### ウ 広告配信時期

- ・本業務委託期間内で広告効果の最大化が図れるよう配信計画を提案し、県と協議の上、決定する。

#### ④ 効果測定及び報告

- ・業務状況をモニタリングし、状況に応じて的確かつスピード感を持って対応すること。
- ・定期的に県とミーティングを開催し、進捗状況等について共有するとともに、発展性を持って業務の効果検証を実施し、事業の改善策について随時提案を行うこと。なお、ミーティングの開催方法は対面・オンライン問わず、頻度については県と協議の上決定する。
- ・事業完了時に事業の結果分析及び今後更なるチーバくんの認知度向上を図る上での改善提案を盛り込んだ「分析結果報告書」を提出すること。

### 5 成果品

成果物は次に掲げる①から⑥のとおりとし、随時、県に納品すること。

なお、成果物は、受託者において映像、画像、音楽等に係る肖像権や著作権処理を済ませたもので、著作権は④に掲げる場合を除き、原則全て県に帰属するものとする。

#### ① 動画を保存した外部記憶媒体（USB メモリー・外付け HDD など）

一般的なプレイヤーでの再生、及び PC での複製可能なデータ形式とする。

※複数の作品をまとめて提出することも可能である。

なお、YouTube への投稿については県の指示を受けて対応すること。

#### ② 動画データ一式

下記の動画形式 3 種類のうちいずれかとする。

MPEG 4、WMV、MOV

#### ③ 撮影素材一式

動画制作に使用した写真データや映像等の映像素材は、提供可能な限り納品すること。

#### ④ 撮影素材一覧表

撮影素材、撮影場所の一覧表を作成すること。なお、撮影素材について、第三者

が権利を有している映像、画像等を制作において使用（二次使用も含む。）している場合は、権利者や使用時間等について明確に記載するとともに、権利処理にあたり手続きした書類（写し）を添付すること。

- ⑤ 事業完了報告書（PDF）
- ⑥ 分析結果報告書（PDF）

## 6 留意事項

### （1）独自提案

- ・ 本仕様書の他、チーバくん誕生20周年を盛り上げる独自提案がある場合は提案書に含めることとする。

### （2）業務実施体制

- ・ 契約にあたっては、実際に本業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を選任するにあたり、本業務を円滑に遂行できる能力を有する人員を適切に配置しなければならない。
- ・ 受託者は、業務従事者の中から、円滑に本業務を遂行するため業務従事者を指揮監督する業務責任者を定めること。また、県担当者との連絡調整にあたる連絡担当者を定めること。
- ・ 編集内容の最終決定までに県より訂正指示のあった箇所については、適宜対応すること。

### （3）著作権等

- ・ 納品された成果品、委託業務に関する企画提案書や計画書、報告書等の著作権（著作権法第27条、第28条に規定する権利を含む。）は、第三者が権利を有している映像素材を除き、すべて県に帰属する。
- ・ 県が成果品を使用するにあたり、映像素材の権利を有している第三者との協議が必要となる場合、協力すること。
- ・ 第三者が権利を有している映像、画像、音楽等を使用する場合は、事前に権利者より二次利用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- ・ 制作にあたって、肖像権や意匠権、著作権その他権利等については、撮影前に必要となる一切の手続き及び使用料の負担等を受託者が行うこと。なお、手続きを行う際は県への了承を得ること。
- ・ 映像、音楽等の著作権、肖像権処理に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、県は責任を負わない。

### （4）業務実施に関する計画書

- ・ 受託者は契約締結後、業務実施に関する計画書を県と協議の上作成し、県に提出しなければならない。

## (5) 報告

- ・ 業務の遂行状況について随時報告を行うこと。
- ・ 業務完了の際には、業務完了報告書を提出するものとし、報告書とともに、データを納品すること。

## (6) 受託者及び業務従事者の義務

- ・ 受託者及び業務従事者は、本業務で知り得た個人情報や、県の事務に関する事項を、みだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本業務が終了した後も同様とする。
- ・ 受託者は、本業務の実施にあたって入手した県の著作物を、県の承認なしに、本業務以外の目的に使用してはならない。

## 7 その他

- (1) 契約書の内容は、別紙業務委託契約書（案）のとおりとする。
- (2) 本業務の全部を再委託してはならない。なお、本業務の一部を再委託する場合、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。
- (3) 本業務において県が必要と認め、指示した事項については、受託者はその指示に従うこととする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項は、県と受託者において協議の上決定する。

### 【参考 URL】

- 県公式サイト「チーバくんの広場」  
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kouhou/miryoku/chi-ba-kun/>
- 千葉県立美術館「大チーバくん展」  
<https://www.chiba-muse.or.jp/ART/exhibition/events/event-10036/>
- チーバくん LINE 公式スタンプ  
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kouhou/sns/linestamp.html>